

袖ケ浦市地域生活支援拠点事業のご案内

障がい者又は障がい児の重度化・高齢化や同居家族の死亡等による介護者不在の状況に備え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、袖ケ浦市基幹相談支援センターがコーディネーターの役割を担い、地域の事業所が機能を分担し協力して支援を行う体制を整備します。

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談等の支援を行います。 ※平日9時～17時

②緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態変化等に対して、短期入所等を活用した緊急時の受入等の必要な対応を行います。

袖ケ浦市基幹相談支援センター
中核的な機関としてコーディネーターの役割
を担います。
電話・FAX 0438-62-3334

③体験の機会・場

親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

④専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

⑤地域の体制づくり

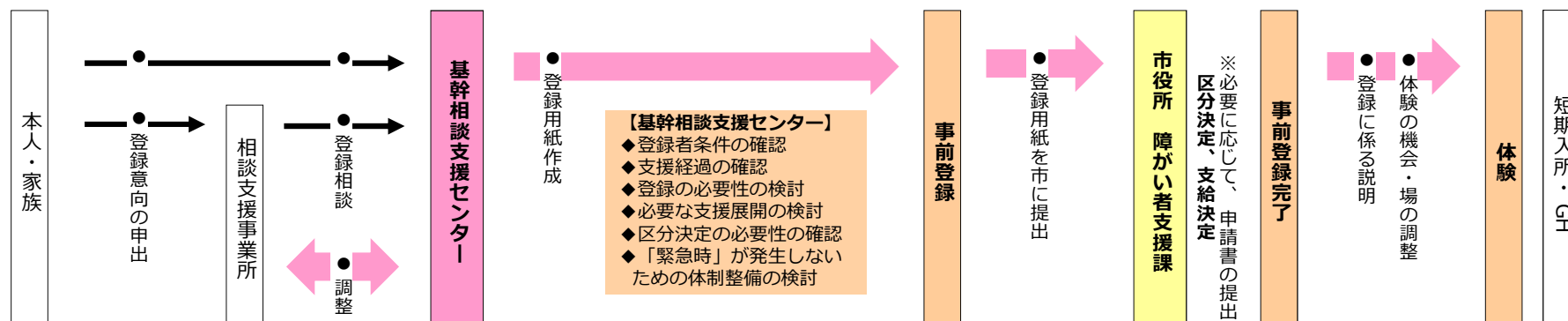
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

地域生活支援拠点事業では、緊急時に備えて個々の事情に応じた支援を行うため、障がいのある方の事前の登録が必要です。

◆登録できる方

袖ケ浦市に在住し、袖ケ浦市が援護の実施主体となる在宅で生活する障がい者等とし、短期入所等に係る支給決定を受けている方（これから受ける方）。

- ① まずは袖ケ浦市基幹相談支援センターにご相談ください。市役所に来られて直接ご相談する場合は、事前にご連絡いただくとスムーズに対応できます。
- ② 対象条件や緊急時支援の必要性の有無を確認させていただきます。
- ③ 条件や必要性を満たしており、緊急時支援を希望する場合、所定の届出書をご提出ください。届出は、原則本人または同居の介護者です。
- ④ 届出提出に合わせてヒアリングをさせていただきます。地域生活支援拠点事業は、障がいがある人の高齢化、障がいの重度化、親亡き後といった問題に備えるとともに、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行います。
- ⑤ 近い将来に緊急事態の発生が予見される場合や、この緊急時支援よりも障害福祉サービスによる支援が適切だと考えられる場合には、障害福祉サービス等の利用についてご案内する場合があります。



【問い合わせ先】

●袖ケ浦市 基幹相談支援センター 〒299-0292 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1-1 電話・FAX 0438-62-3334
●袖ケ浦市 福祉部障がい者支援課 〒299-0292 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1-1 電話 0438-62-3187 FAX 0438-62-3165